

仕様書番号	営 8 - 2 8
作成年月日	令和 8 年 7 月 2 7 日
作成責任者	業務隊管理科 防衛事務官 関輪 良輝

ばい煙測定役務

図 面 番 号	図 面 名 称
1 / 1	仕様書
2 / 2	案内図、配置図、平面図

1 役務件名
ばい煙測定役務

2 施工場所
長野県松本市高宮西 1 - 1 陸上自衛隊松本駐屯地

3 概 要
炉筒煙管ボイラーのばい煙測定 1 式

4 一般事項

- (1) 本仕様書は、ばい煙測定役務について適用する。
- (2) 本役務は、本仕様書による他、国土交通省制定の公共建築工事標準仕様書及び、建築保全業務共通仕様書、その他関係法令等を準拠するものとする。
- (3) 本仕様の作業に関して、十分な知識、経験及び技術を有し、かつ作業を完全に遂行できるものとする。
- (4) 特記なき限り、本件に使用する材料はすべて新品とし、監督職員の検査を受けて合格したものを使用する。
- (5) 現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり関連法令を厳守し行う。現場代理人は、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講じる等安全管理を徹底させる。
- (6) 着手に先立ち、監督職員と協議のうえ計画工程表を作成し提出するほか、監督職員に示される着手届、現場代理人指名通知書等の書類を速やかに提出する。
- (7) 役務写真は、作業前・作業中・作業後、隠ぺいとなる箇所、材料及び監督職員が指示するものを作業用アルバム（A 4 縦型）に整理のうえ提出する。
- (8) 図面と仕様書の内容に相違又は明示無き場合若しくは疑いを生じた場合は、監督職員と協議のうえ内容を確認する。
- (9) 本仕様書及び設計図書に記載なき事項といえども技術上当然必要とする事項については、請負者の負担において実施すること。
- (10) 請負者は、役務に際して駐屯地等内での行動は、監督職員の指示に従うとともに、作業地域以外への立入りは行わない。
- (11) 請負者は、本役務に関する事柄について、その内容が流出しないよう処置を講ずる。
- (12) 既存施設、設備等の保護には十分注意し、損傷等させた場合は請負者の負担において早期に補修し、原形に復旧する。
- (13) 事故発生時には、速やかに監督職員に報告する。
- (14) 本役務に必要な電気、水等は請負者において負担する。但し、機器の試運転調整等での運転に必要な電気等の使用については、その限りではない。
- (15) 撤去等により発生した金属類発生材（鉄くず）については、監督職員の指示する場所へ搬入するとともに、発生材調書を提出する。その他発生材は、請負者の負担において、関係法令の定めに従い適正に処理するものとする。
- (16) 役務請負者は「国等による環境物品等の調達等に関する法律」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に示された基準に適合した作業を行うこと。
- (17) 外国人建設就労者を作業に従事させる場合は監督官より指示された書類を提出の上、許可を得た後作業に従事させること。

5 特記事項

(1) 測定ボイラー諸元

N o .	製品名 型番	最高使用圧力 （常用圧力）	換算蒸発量	伝熱面積	燃種
1 号缶	炉筒煙管ボイラー タクマ製 RE-50FⅡ	1. 0Mpa （0. 8Mpa）	5, 000kg / h	56. 1 m ²	A重油
2 号缶	炉筒煙管ボイラー タクマ製 RE-50FⅡ	1. 0Mpa （0. 8Mpa）	5, 000kg / h	56. 1 m ²	A重油

(2) 測定項目（方法）は下記のとおりとする。

ア ばい塵濃度測定（JIS-Z-8808）

イ 硫黄酸化物濃度（JIS-K-0103）

ウ 窒素酸化物濃度（JIS-K-0104）

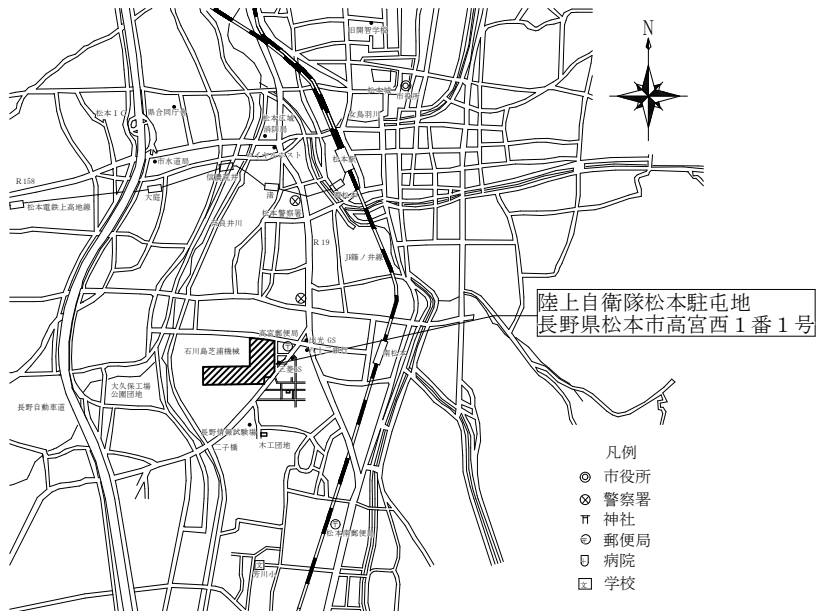
(3) 測定時期は 8 月及び 1 月を基準に各測定項目を、1 ・ 2 号缶共に実施すること。

(4) その他

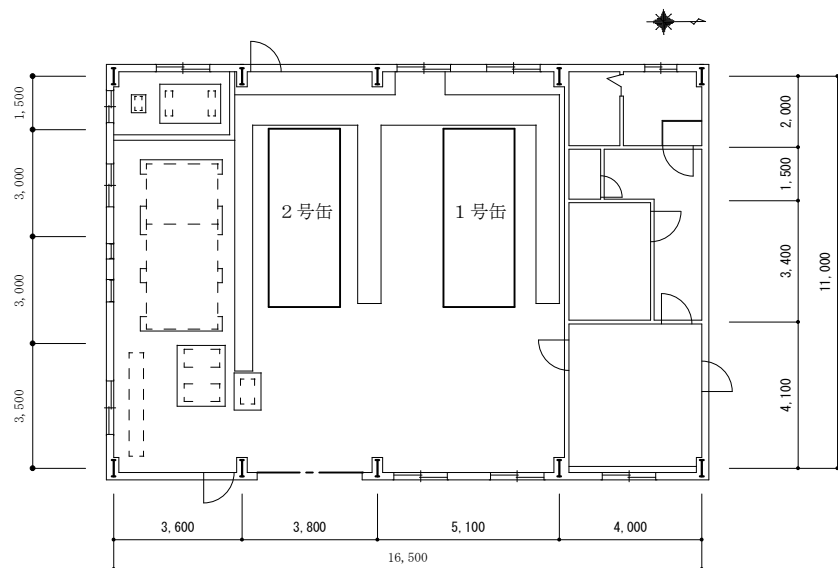
ア 測定日については監督官と調整すること。

イ 測定終了後、ばい煙測定計量証明書を 1 回（1 号缶・ 2 号缶）の測定につき、2 部監督官に書面にて提出すること。

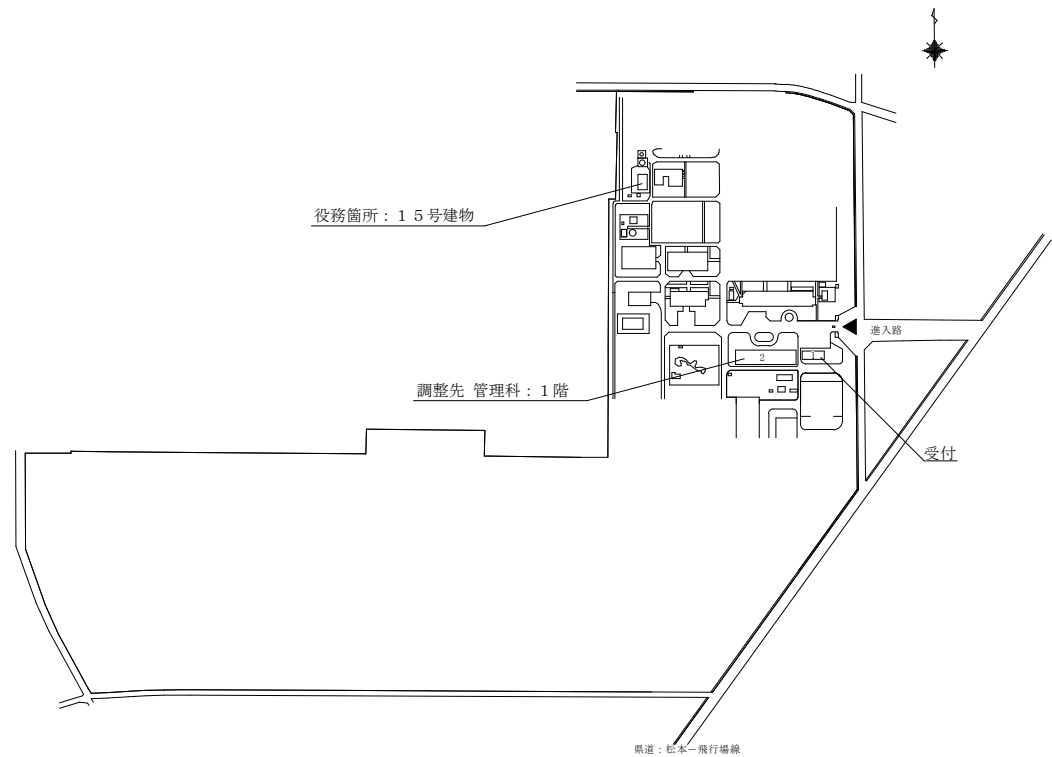
役務件名	ばい煙測定役務		
図面種別	仕 様 書		
縮 尺	図 示	図面番号	1 / 2
松本駐屯地業務隊管理科		令和 8 年 7 月 2 7 日	



松本駐屯地案内図 S=1/60,000



15号建物平面図 (S=1/150)



松本駐屯地配置図 S=1/6,000

役務件名	ばい煙測定役務		
図面種別	案内図、配置図、平面図		
縮尺	図示	図面番号	2 / 2
松本駐屯地業務隊管理科		令和8年7月27日	